



令和8年3月10日

丹波市議会議長 谷水 雄一 様

丹波市議会議員政治倫理審査会

会長 大内 子み

審査結果報告書

令和7年11月6日付で調査請求があった件について、丹波市議会議員政治倫理条例第8条第4項の規定に基づき審査結果を報告します。

記

1 調査請求の内容

- (1) 調査請求者
奥村正行議員、小川庄策議員、大垣利明議員、前田安城議員、
高橋まみ議員
- (2) 被調査議員
家田優樹議員
- (3) 調査請求の事由の内容

ア 事案1

令和7年5月16日付総合政策課提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち庁内業務のツールでも予算を伴うものは議会として課題を明らかにしていく必要があるとの前提で、対応職員に対し、現行の職員用グループウェアの問題点を挙げ、他のツールを推奨するような言動は、職員の業務執行に不当に介入するものとして、丹波市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第3条第1項第4号に違反する疑いがある。

イ 事案2

令和7年6月18日付市民活動課提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち指定管理業務の仕様書が修正されたことにより指定管理業者が市当局に意見が言えなくなったと主張していることについて6月議会で一般質問をしようとする事は、特定の業者のための働きかけであり、政治倫理条例第3条第1項第3号に違反する疑いがある。



ウ 事案3

令和7年5月19日付職員課提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち対応職員に対して人事異動の発表から異動までの期間が短いこと、異動の際の引き継ぎがうまくいっておらずノウハウが伝わっていないこと、若い職員が自分の仕事に疑問を持っていることを発言したのは人事異動に関する不当な関与である。また、DXについて各部署の取組がまちまちなのでDX推進課が必要、職員課から推進を発信できないかとの発言は、市職員に対する不適切な働きかけであり、これらの行動は政治倫理条例第3条第1項第4号及び同項第5号に違反する疑いがある。

エ 事案4

令和7年6月25日付総務課提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち市民が市長と面談する際に同席を求める行為は、市職員に対する圧力的な行為であり、政治倫理条例第3条第1項第4号に違反する疑いがある。

オ 事案5

令和7年5月27日付職員課提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち人事異動についてそれまでの業務と無関係の異動先となっていると指摘、質問する行為は人事異動に関する不当な関与となり、政治倫理条例第3条第1項第5号に違反する疑いがある。

カ 事案6

令和7年5月26日付総務部長提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち人事異動について、総務部長に対し、職員が資格を取得したのに異動になったことや同一部内の課長、係長、担当者を異動したことについて疑義を述べて質問したこと、職員研修、人材育成、組織、人事異動等について一般質問を考えていると発言したことは、職員に対する不適切な働きかけ、人事異動に関する不当な関与となり、政治倫理条例第3条第1項第4号及び同項第5号に違反する疑いがある。

キ 事案7

令和7年8月13日付総務課提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち市長室・副市長室見学時に、同行者に対しトンネル貫通式への招待者や市長・副市長の年収について、地域出身者でないと招待されないとか、市長・副市長の年収の差を選挙出馬費用にかこつけて説明したことは、事実確認をしない憶測での発言であり、議員の品位名誉を損なうような行為、職員に対する不適切な働きかけとなり、政治倫理条例第3条第1項第1号に違反する疑いがある。

ク 事案8

令和7年8月18日付まちづくり部長提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち氷上住民センターでの「まなび★ときめきミーティング」において、終始不機嫌な態度で受付時・退出時に挨拶されても無視するなど、会場内の市職員に「極めて不愉快であった。」「他の参加者の学びを妨害する行為であり、極めて遺憾」と感じさせたこと、平素から市職員に対してろくにあいさつをせず横柄な態度で接することは、市職員に対するハラスメントとも考えられ、市職員の意欲を削ぎ、市職員の公正な職務執行を妨げる行為であり、政治倫理条例第3条第1項第4号及び同項第9号に違反する疑いがある。

ケ 事案9

令和7年9月9日付まちづくり部長提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち令和7年3月の定例会で丹波市自治基本条例に関する一般質問をするにつき、事前に市当局に答弁内容を示唆したこと、同年9月定例会における丹波市自治基本条例に関する一般質問は条文解釈に執着した「言葉遊び」的内容であり、生涯学習基本計画に関するフォーラムを条例違反であるかのように問いただしたこと、また同じく9月定例会本会議において、ライフピアいちじま改修工事請負契約に関して無通告で行った質問は議案とはかけ離れた公共施設全般に関するものであり、議長により打ち切られる事態となったことは、議員として不適切な行為であり、市職員に無用の負担をかけ、市職員の公正な職務執行を妨げる行為となり、政治倫理条例第3条第1項第4号に違反する疑いがある。

コ 事案10

令和7年9月29日付まちづくり部長提出「報告・連絡・相談シート」に記載された被調査議員の行動、すなわち令和7年9月10日開催の総務文教常任委員会での「人権に関する丹波市民意識調査」についての発言は、同和教育に関する意識が薄く、「貧乏」という表現をしたのも人格を否定する人権意識を欠いた人権侵害のおそれのある行為であり、政治倫理条例第3条第1項第9号に違反する疑いがある。

サ 事案11

被調査議員発行の「ゆうきとみらい Vol. 3」に掲載された地方自治法に違反した契約などの記事について、市長からの抗議及び釈明と謝罪の要求に対して被調査議員が行った釈明と謝罪、媒体の削除・回収などについて、また同じく掲載された小学校の統廃合問題で「自治会に丸投げ」などと教育委員会を批判する記事について、教育委員会からの抗議及び釈明と謝罪の要求に対して被調査議員が行った釈明と謝罪、媒体の削除・回収などについて、いずれも不適切な対応で議員としての責務を果たしていない行為であり、丹波市議会基本条例（以下「議会基本条例」という。）第4条及び第25条並びに丹波市職員に対する働きかけの取扱い

に関する要綱第3条に違反する疑いがある。

2 丹波市議会議員政治倫理審査会の開催状況

丹波市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）は、以下のとおり、調査請求書による審査、関係者からの意見・事情聴取等を行った。

第1回審査会 令和7年12月8日（月）午後2時から

- ・事務局から審査請求内容の説明を受け確認を行った。
- ・審査の進め方について確認を行った。

第2回審査会 令和7年12月26日（金）午後1時30分から

- ・事案1から事案10までについて審査を行った。

第3回審査会 令和8年1月19日（月）午前10時から

- ・事案2、事案8及び事案11について審査を行った。
- ・総務部長、まちづくり部長及び被調査議員に、第4回審査会に出席を求めることを決定した。

第4回審査会 令和8年1月28日（水）午後1時30分から

- ・総務部長、まちづくり部長及び被調査議員から意見・事情聴取等を行った。前二者については、非公開で聴取した。また、被調査議員から陳述書等関係資料の審査会への提出の申出があり、これを受理した。

第5回審査会 令和8年2月16日（月）午後1時30分から

- ・審査結果報告書（たたき台）の内容について意見交換を行った。

第6回審査会 令和8年3月10日（火）午前11時から

- ・審査結果報告書について確認し、議長に報告書を提出することを確認した。

3 審査結果

当審査会は、まず、調査請求の適否について判断し、本調査請求が政治倫理条例第6条の調査請求の要件を満たすものであることを確認した。

次に、当審査会は、調査請求で指摘された本件被調査議員の様々な行為が、政治倫理条例第3条第1項の各号に掲げる政治倫理基準違反行為に該当するかどうかを審査するに当たり、政治倫理基準違反となれば当該議員が制裁的な措置等の不利益を受けることが予測されるので、客観的な事実認定を踏まえたうえで、同条第1項各号で掲げる政治倫理基準違反行為の解釈も厳格に行うことが求められると判断した。

そのうえで、当審査会は、以下のとおり、事案1から事案11までについての被調査議員の行為が政治倫理基準等に違反していないものと認めた。

(1) 事案1

事案1では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第4号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為に当たるかどうか問題となる。

庁内業務のツールでも予算を伴うものは議会として課題を明らかにしていく必要があるとの前提自体は問題視されるものではない。その上で対応職員に現行のグループウェアの問題点を挙げて他のツールを推奨したのは一議員としての見解を述べたにすぎず、不公平な取扱いを働きかけたとはいえない。また、市職員の職務執行に支障を生じた事実も認められなかった。したがって、当審査会は、被調査議員の行動は、上記第4号に定める政治倫理基準違反とはいえないと判断した。

(2) 事案2

事案2では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第3号において禁止される地位利用による市の行う許認可等への不当な影響力の行使に当たるかどうか問題となる。

被調査議員が指定管理業務仕様書の変更について議会で一般質問をしようとしているというのはこのシートを作成した市職員の伝聞である。しかし実際に、指定管理業務仕様書の内容について一般質問は行われておらず、仕様書の変更も論議にもなっていない。そもそも行為自体がないので、当審査会は、上記第3号に定める政治倫理基準違反はないと判断した。

(3) 事案3

事案3では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第4号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為にあたるかどうか、また同項第5号において禁止されている職員の採用、昇任又は人事異動に不当に関与する行為に当たるかどうか問題となる。

人事異動に関する発言は既に行われた異動について問題点を指摘した上で人事行政一般について質問をしたもので、人事異動等に関して不当に関与したものとはいえない。また、DXに関する発言は一議員としての見解を述べたにすぎず、不適切な働きかけとはいえず、市職員の公正な職務を妨げるものでもない。したがって、当審査会は、被調査議員の行動は、上記第4号及び第5号に定める政治倫理基準違反とはいえないと判断した。

(4) 事案4

事案4では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第4号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為にあたるかどうか問題となる。

市民が市長と面談する際に議員の同席を禁じる規定や慣例はなく、ま

た、市長が同席を受け入れるかどうかは市長の判断による。議員の同席が市職員に対する圧力的な行為であるとは認められないところ、被調査議員は同席をしなかったとのことであり、そもそも政治倫理基準違反を疑うに足る事実がない。したがって、当審査会は、被調査議員には、上記第4号に定める政治倫理基準違反はないと判断した。

(5) 事案5・6

事案5及び6では、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第5号で禁止されている人事への不当な介入に当たるかどうかの問題となる。

ところで、上記第5号は通常では特定の職員に対する人事への介入であることが前提と解される。被調査議員の対応職員に対する発言は、一議員としてすでに行われた人事異動一般について問題点を指摘して人事に関する方針を問うているものであり、人事異動に関する不当な介入とはいえない。もっとも、当審査会における事情聴取において、総務部長は「議員の発言でどの職員のことか特定できた。」とし、「議員も同様かと思う。」と陳述しており、一般論の枠を超えた発言があった可能性もある。しかし、問題点を示す一例としての発言であり、不当な介入とまではいえない。したがって、当審査会は、被調査議員の行動は、上記第5号に定める政治倫理基準違反とはいえないと判断した。

(7) 事案7

事案7は、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第1号が禁止する品位や名誉を損なう行為や職務に関して不正の疑惑を持たれるおそれのある行為にあたるかどうかの問題となる。

市長室・副市長室見学の際に、被調査議員が同行者に説明したトンネル貫通式への招待者や市長・副市長の年収についての発言は、事実かどうかはともかくとして、同行者への私的な会話中での発言であり、品位及び名誉を損なうとまではいえない。したがって、当審査会は、政治倫理条例第3条第1項第1号に違反しないと判断した。

(8) 事案8

事案8は、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第4号で禁止されている議員の地位利用による職員の職務妨害行為及び不公平な取扱いを働きかける行為にあたるかどうか、また、同項第9号が禁止するハラスメントや人権侵害のおそれのある行為かどうかの問題となる。

被調査議員及びまちづくり部長の当審査会における陳述は、挨拶の有無や会場での態度について相反するものとなっているが、本件当日、被調査議員は集会に最初から最後まで参加して終始黙って座っていたことが認められる。また、集会における被調査議員の不機嫌あるいは横柄とみえる態度があったとしても、それが市職員の職務執行を妨害しているとはいえず、ハラスメント的行為とも捉えがたい。なお、被調査議員は、当審査会における陳述から、1年目の新人議員として挨拶の大切さを自覚している

ことがうかがわれた。したがって、当審査会は、被調査議員の行為が政治倫理条例第3条第1項第4号及び同項第9号に違反しないと判断した。

(9) 事案9

事案9は、被調査議員の行為が、政治倫理条例第3条第1項第4号において禁止されている議員の地位利用による職員の職務執行妨害行為や不公平な取り扱いを働きかける行為にあたるかどうかが問題となる。

本事案は被調査議員の議会での質問である。議会で議長の指示に従って質問をするのは議員の本分であり、質問に対して市執行機関側が答弁するのも当然のことである。無通告による質問も議長が許可したものであり、かつ議事からそれた質問に対しては、議長が打ち切りを求めて被調査議員はそれに従っている。また、当該質問が、直接的に職員の職務執行の妨げに結び付くものとはいえない。したがって、当審査会は、政治倫理条例第3条第1項第4号に違反しないと判断した。

(10) 事案10

事案10は、被調査議員の発言が、政治倫理条例第3条第1項第9号が禁止するハラスメントや人権侵害のおそれのある行為かどうか問題となる。同第9号は通常は特定の個人等への行為を想定していると解される。

当該発言は、同和地区についての自分の経験と理解を吐露したもので、「貧乏」という語彙も、「あの子たち確かに貧乏なみたいな周りが言い始めるみたいなことでいじめを助長される・・・」という文脈の中で使われており、同和教育に対する理解不足の感はあるものの、差別的や人権侵害的発言とはいえない。したがって、当審査会は、政治倫理条例第3条第1項第9号に違反しないと判断した。

(11) 事案11

事案11は、議会基本条例第4条（議員の責務）及び第25条（議員の政治倫理）に反しているとの調査請求がなされた事案である。ところで、当審査会は政治倫理条例第8条第1項により、同項第2号の「政治倫理基準等の違反行為の存否」を審査範囲としている。即ち、政治倫理条例第3条第1項各号のみならず、政治倫理基準に類するものの違反行為も審査範囲に含むことができる。そこで、上記議会基本条例第4条及び第25条はこの類するものとして政治倫理基準に含まれると捉えることもできる。もっとも、この両規定は一般抽象的な規定にすぎず、政治倫理に関する具体化は、結局、政治倫理条例第3条第1項の政治倫理基準に示されていると解される。ちなみに、調査請求にある「丹波市職員に対する働きかけの取扱いに関する要綱」は市職員に向けられたものである。同要綱第3条第1項の対象行為のなかには、公職にある議員としては慎むべきものも含まれているといえるが、これも具体的には政治倫理条例第3条第1項各号の政治倫理基準に違反する行為であるとみることができる。

本事案において、「ゆうきとみらいVol. 3」の記事内容が誤解を招くような記載をしたことは被調査議員も認めているところである。しかし、市長及び教育委員会には、抗議を受けて早々に文書で釈明と謝罪を行い、かつ記録媒体の削除・回収を行ったことが認められ、これは議員として適切かつ誠実な対応である。したがって、本事案について、当審査会は、上記の議会基本条例当該規定及び政治倫理条例に定める政治倫理基準の違反は認められないと判断した。

4 付帯意見

調査請求の内容について、政治倫理基準等に照らし審査した結果は上記のとおりであるが、次のとおり意見を付す。

(1) 丹波市議会及び同議員に対して

議会の最高規範とされる議会基本条例には、第4条に議員の責務として「市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、高い政治倫理のもとで、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。」と明記されている。また、第6条には「自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の選良にふさわしい活動をする事」が求められている。

今回の調査請求は、行政の施策・事業について議員と執行機関との間で生じた事象を問題とするものであり、そのほとんどは本会議や委員会などの議員活動が行われる議会の外での事柄である。本来、執行機関は施策・事業を行い、議会はそれを監視するという役割を、それぞれ対等な立場で果たすことが求められる。しかし、その役割が執行機関への不当な介入や干渉になってはならない。

当審査会は、被調査議員の行為はいずれも政治倫理基準に違反するものではないと判断したが、これらの当該議員の言動が、たとえ市民のためとの思いからであったとしても、議会基本条例に規定されている議員の活動の在り方として適切であったかどうか、議員自身の自省も必要ではないかと思われる。

さらに議会基本条例の第11条には、議員は通年で議長を通じて執行機関に文書で質問できる規定がある。これは議会と執行機関が緊張関係を保つための一つの手法であるのでこの活用についても検討されたい。

今後は、政治倫理条例の遵守はもとより、議会並びに議員の活動指針ともいえる議会基本条例に基づき、活発な議員間の討議と自己研鑽を図り、執行機関とは一定の距離と相互の牽制のもとで良好な緊張関係の維持に努められたい。

(2) 丹波市（執行機関）に対して

一方、執行機関側の対応についても、冷静な振り返りが必要である。過剰とも思える報告・連絡・相談シートの記入（要請も含む）をしたり、議長に対して何度も対応を求めたり、公文書で執拗に回答を求めたりといった行為などは、当審査会は、一般論から見てもやや行き過ぎた対応であったと考える。こうした行為は二代表制への抑止効果にもつながりかねず、政治倫理違反を問う行為も行き過ぎれば名誉毀損に当たる恐れがある。事案11での被調査議員と市長、教育委員会との文書によるやり取りの中で、被調査議員が、市長、教育委員会からの「『ゆうきとみらい』Vol. 3 記載内容に関する申入書」に対し、令和7年9月8日に回答文書を窓口へ提出し、その回答文書の中で謝罪も行っている。本審査会としては、この回答及び謝罪があった時点で終わることができたものと考えられる。

【参 考】

1 丹波市議会議員政治倫理審査会名簿

氏 名	職業・職歴等	審査会の役職
大内ますみ	三宮法律事務所 弁護士	会長
駒 林 良 則	立命館大学 法学部特任教授	副会長
杉 岡 秀 紀	福知山公立大学 地域経営学部 准教授	
拝 野 茂	元行政職員	
近 藤 紀 子	元行政職員	

2 丹波市議会議員政治倫理条例

(目的)

第1条 この条例は、市政が市民の厳粛な信託によるものであることを認識し、その担い手たる市議会議員（以下「議員」という。）が市民全体の代表者として、その人格及び倫理の向上に努め、いやしくも自己の地位による影響力を不正に行使して自己の利益を得ることのないように必要な措置を定めることにより、市政に対する市民の信頼に応え、公正で開かれた民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

(議員及び市民の責務)

第2条 議員は、市政に携わる権能及び責務を深く自覚し、地方自治の本旨に従ってその使命の達成に努めなければならない。

2 市民は、主権者として自らも市政を担い、公共の利益を実現する自覚を持ち、議員に対して、その地位による影響力を不正に行使させるような働きかけを行ってはならない。

(政治倫理基準)

第3条 議員は、次に掲げる倫理基準を遵守しなければならない。

(1) 品位及び名誉を損なうような一切の行為を行わず、その職務に関し不正の疑惑を持たれるおそれのある行為をしないこと。

(2) 常に人格と倫理の向上に努め、その地位を利用していかなる金品も授受しないこと。

(3) 市（市の出資法人等を含む。）が行う許認可又は工事等の請負、業務委託、一般物品納入等に関して特定の業者を推薦し、紹介し、介入する等その地位又は権限を利用して不正にその影響力を行使しないこと。

(4) その地位又は権限を利用して、市職員の公正な職務執行を妨げ、又は

不公平な取扱いをするよう働きかけないこと。

- (5) 市職員の採用、昇任又は人事異動に関して、不当に関与しないこと。
- (6) 政治活動に関し、企業、団体等から寄附等を受けないものとし、その後援団体についても政治的又は道義的批判を受けるおそれのある寄附等を受けないこと。
- (7) 市から活動又は運営に対する補助又は助成を受けている団体等の長に就任しないこと。
- (8) 配偶者、親又は子が市職員である場合は、互いの職務に関して疑惑を持たれないようにすること。
- (9) 嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。

(市の工事等に関する遵守事項)

第4条 議員の配偶者若しくは2親等内の血族が経営する企業又は議員が実質的に経営に携わる企業（以下「関係企業」という。）は、市民に疑惑の念を生じさせないために、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92条の2の規定の趣旨を尊重し、市に対する請負（同条に規定する請負をいう。以下同じ。）を辞退するよう努めなければならない。

2 前項に規定する「実質的に経営に携わる企業」とは、次の各号のいずれかに該当する企業をいう。

- (1) 議員がその経営方針に関与している企業
- (2) 議員が資本金その他これに準ずるものの3分の1以上を出資している企業
- (3) 議員が年額120万円以上の報酬を受領している企業

3 関係企業又は前項に規定する企業が第1項の規定により請負を辞退するときは、議員は、任期開始の日又は当該事実の発生した日から30日以内に、責任をもって請負の辞退届を議長に提出しなければならない。

4 議長は前項の規定による辞退届の提出があった場合は、速やかに市長に送付しなければならない。

(関係企業の届出)

第5条 議員は、関係企業において代表取締役、取締役又はこれらに準ずる役職に就任している若しくは就任したときは、当該事実を証する資料を添付して、任期開始の日又は当該事実の発生した日から30日以内に議長に届け出なければならない。当該届出の内容に変更があった場合も同様とする。

2 議長は前項の規定による届出があった場合は、その写しを市長に送付しなければならない。

(市民等の調査請求)

第6条 議員が第3条又は第4条に違反する疑いがあるときは、市民は地方自治法第18条に定める選挙権を有する者（以下「有権者」という。）200人以上の連署、議員にあっては3人以上の連署をもって、代表者から違反の事由その他必要事項を証する書面を添えて、議長に調査を請求することができる。

(政治倫理審査会の設置)

第7条 議長は、前条の調査請求を受けたときは、議会運営委員会に諮ったうえで丹波市議会議員政治倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置し、

その調査を求めるものとする。

- 2 審査会の定数は、8人以内とする。
- 3 審査会の委員は、高い識見を有する者のうちから議長が委嘱する。
- 4 審査会の委員は、当該事案の審査結果を議長に報告したときは、解嘱されるものとする。
- 5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 6 審査会の委員は、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。
(政治倫理基準等の違反の審査等)

第8条 議長は、審査会を設置したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について審査会の審査に付すものとする。

- (1) 調査請求の適否
 - (2) 政治倫理基準等の違反行為の存否
 - (3) 議会において講ずべき措置があるときは、その講ずべき措置
- 2 審査会は、前項の審査を行うため当該議員又は第三者に対し事情聴取等必要な調査を行うことができる。この場合において、審査会は必要であると認めるときは、当該議員から資産に関する資料その他必要な資料の提出を求めることができる。
 - 3 審査会の会議は公開するものとする。ただし、出席委員の3分の2以上の者の合意により非公開とすることができる。
 - 4 審査会は、審査に付してから60日以内にその審査結果を議長に報告しなければならない。ただし、やむを得ない理由により期限までに回答できない場合は期間を延長することができる。

(議員の協力義務)

第9条 当該議員は、審査会から要求があったときは、資産に関する資料その他必要な資料を提出しなければならない。

- 2 当該議員は、審査会から要求があったときは、審査会に出席し意見を述べ、又は説明をしなければならない。
- 3 議長は、審査会から当該議員が審査会の要求に応じなかった旨の通知があったときは、その内容を速やかに公表するものとする。

(審査結果の措置)

第10条 議長は、審査会から審査結果の報告を受けたときは、7日以内に調査請求代表者に通知するとともにその概要を公表しなければならない。

- 2 議長は、審査会から受けた事項を尊重し、倫理基準等に違反したと認められる当該議員に対して、議会の品位を守り、市民の信頼を回復するため、議会運営委員会に諮り、次の各号のいずれかの措置を講ずるものとする。
 - (1) 議員の辞職勧告を行うこと。
 - (2) 議会の役職の辞任勧告を行うこと。
 - (3) 一定期間の出席自粛勧告を行うこと。
 - (4) この条例の規定を遵守させるため警告し、誓約書の提出を求めること。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要と認める措置を行うこと。
- 3 議長は、前項の規定により措置を講じたときは、調査請求代表者に通知するとともにその概要を公表しなければならない。

(職務関連犯罪容疑による逮捕後の説明会)

第11条 議員が、刑法(明治40年法律第45号)第197条から第197条の4まで及び第198条に定める贈収賄罪その他職務に関する犯罪(以下「職務関連犯罪」という。)の容疑による逮捕後、引続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会の開催を議長に求めることができる。この場合において、当該議員は説明会に出席し釈明するものとする。

(職務関連犯罪容疑による起訴後の説明会)

第12条 議員が、職務関連犯罪による起訴後、引続きその職にとどまろうとするときは、市民に対する説明会の開催を議長に求めなければならない。この場合において、当該議員は説明会に出席し釈明しなければならない。

2 市民は、前条又は前項の規定による説明会が開催されないときは、有権者50人以上の者の連署をもって、説明会の開催を請求することができる。

3 前項の開催請求は、逮捕後の説明会にあっては起訴又は不起訴の処分がなされるまでの間に、起訴後の説明会にあっては起訴された日から50日以内に議長を通じて行うものとする。

4 市民は、説明会において当該議員に質問することができる。

(職務関連犯罪による第一審有罪判決後の説明会)

第13条 前条の規定は、議員が同条の罪により第一審有罪判決の宣告を受け、なお引続きその職にとどまろうとする場合について準用する。ただし、開催請求の期間は判決の日から30日を経過した日以後20日以内とする。

(職務関連犯罪の有罪確定後の措置)

第14条 議員が、前条の有罪判決の宣告を受け、その刑が確定したときは、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第11条第1項の規定により失職する場合を除き、議会は市政に対する市民の信頼を回復するために必要な措置を講ずるものとする。

(職務の代行)

第15条 議長が審査の対象になったときは、副議長がこの条例に規定する議長の職務を行う。

(その他)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

3 丹波市議会基本条例

地方議会は、二元代表制の一翼を担う重大な責務のもと、地方公共団体の事務執行の監視機能及び政策立案機能を十分発揮しながら、日本国憲法に定める地方自治の本旨の実現を目指すものである。

今日、地方分権の流れのなかで、議会及び議員は市民への積極的な情報公開を通じ、情報の提供及び情報の共有化を図ることにより、公正性と透明性の確保に努め、市民の市政への参加を求めるなど、“開かれた議会”を推進する。

また、議員間の活発な討議と併せ自己研鑽及び資質の向上を図り行政との持続的緊張関係の保持に努めなければならない。

丹波市議会は、この使命を実現するため、議会及び議員活動の活性化を図り、丹波市民の負託に応えることを決意し、議会運営の最高規範としてこの条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、議会及び議員活動の活性化と充実のため、必要な議会運営の基本事項を定めることによつて、情報公開と市民参加を基本とし、親しまれる開かれた議会を目指すとともに豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

(議会の責務)

第2条 議会は、市の政策に対する意思決定を行う議決機関として、適切な判断と責任ある活動を行わなければならない。

(議長の責務)

第3条 議長は、議会を代表して中立公正な職務遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営を行わなければならない。

(議員の責務)

第4条 議員は、市民の負託を受けて議員に選出されたことを自覚し、議員として必要な資質の向上に努めるとともに、高い政治倫理のもとで、誠実かつ公正な職務の遂行に努めなければならない。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の活動原則)

第5条 議会は、市民の代表機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重んじ、市民の参加を積極的に推進する等、開かれた議会を目指して活動する。

2 議会は、市長、その他執行機関、市民等との情報交換と自由な討論の場であり、この条例に規定するもののほか、丹波市議会会議規則（平成16年丹波市議会規則第3号。以下「会議規則」という。）、丹波市議会委員会条例（平成16年丹波市条例第242号）等を遵守するものとする。

3 議会は、議会の活動に関する情報公開を積極的に行うとともに、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

4 議会は、市民の多様な意見を的確に把握し、これを市政に反映させるために必要な政策提言、政策立案等を行うものとする。

5 議会は、災害時においても、議会機能を的確に維持しなければならない。

6 災害時の対応について必要な事項は、議長が別に定める。

(議員の活動原則)

第6条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを認識し、議員相互間の自由な討議の推進に努めなければならない。

2 議員は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によつて、市民の選良にふさわしい活動をするものとする。

3 議員は、一部の地域、団体及び個人にとらわれず、市民全体の奉仕者としての自覚を持ち、福祉の向上のために活動しなければならない。

(会派)

第7条 議員は、議会活動を行うため会派を結成することができる。

2 会派は、同一の理念を共有する議員で構成し、活動するものとする。

3 会派に関することは、丹波市議会会派規程（平成28年丹波市議会訓令第1

号)に定める。

第3章 市民と議会の関係

(市民との連携)

第8条 議会は、本会議のほか、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）並びに会議規則で規定する協議の場を原則公開するものとする。

2 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2の規定による専門的知見の活用並びに法第115条の2（第109条第5項において準用する場合を含む。）の規定による参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門性や政策的識見等を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

3 議会は、市政全般にわたって、各種団体、学生等との懇談の場を設け、議会運営の改善、政策提言等に反映させるよう努めなければならない。

(市民への説明責任)

第9条 議会は、議決責任を深く認識するとともに、議案等を議決し、自治体としての意思決定又は政策決定をしたときは、市民に対して説明する責務を有する。

2 議会は、議会運営に関し、市民に対して説明する責務を有する。

(市民との意見交換会)

第10条 議会は、市政の諸課題に柔軟に対応するため、市政全般にわたって、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換する市民との意見交換会を行うものとする。

2 市民との意見交換会に関することは、議長が別に定める。

第4章 議会と行政の関係

(議員と市長、その他執行機関の関係)

第11条 議員と市長、その他執行機関及びその職員（以下「市長等」という。）との関係は、緊張関係の保持に努めなければならない。

(1) 本会議における市長等に対する質疑及び質問は、論点及び争点を明らかにするため、一問一答方式で行うことができる。

(2) 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

(3) 議員は、会期中又は閉会中にかかわらず、議長を経由して市長等に対し文書質問を行うことができる。この場合において、市長等に文書により回答を求めるものとする。

(政策の形成過程の説明)

第12条 議会は、重要な政策について、論点を明確にし、政策水準の向上と市民への公開のため、市長に対し、次に掲げる事項の説明を求めるものとする。

(1) 政策の発生源

(2) 提案に至るまでの経緯

(3) 他の自治体の類似する政策との比較検討

(4) 市民参加の実施の有無とその内容

(5) 総合計画との整合性

(6) 関係ある法令及び条例等

(7) 財源措置

(8) 将来にわたるコスト計算

2 議会は、前項の政策を審議するに当たっては、それらの政策の水準を高めるために、立案、執行における論点、争点を明らかにするとともに、執行後における市の施策評価に役立つような審議に努めるものとする。この場合において、議会は市長に対し、必要な資料の提出を求めることができる。

(予算及び決算における政策説明)

第13条 議会は、予算及び決算の審議に当たっては、前条の規定に準じて、分かりやすい施策別又は事業別の説明を市長に求めるものとする。

(法第96条第2項の議決事項)

第14条 法第96条第2項の議会の議決事項については、代表機関である議会が市政における重要な計画等の決定に参画する観点及び同じく代表機関である市長の政策執行上の必要性を比較衡量の上、別に条例で定める。

第5章 議員間の自由討議

(議会の合意形成)

第15条 議会は、議員による討論の場であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議に努め議論を尽くさなければならない。

2 議会は、本会議及び委員会において、議員、委員会及び市長が提出した議案又は請願若しくは陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする。

(政策討論会)

第16条 市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、政策討論会を開催する。

2 政策討論会に関することは、議長が別に定める。

第6章 委員会等の活動

(委員会の活動)

第17条 委員会審査に当たっては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

2 委員会は、多様な行政課題に適切かつ迅速に対応するため、積極的な運営により機動性を高めなければならない。

3 常任委員会の委員長は、任期中の課題及び検討事項について、後任者へ文書により引き継ぐものとする。

(協議の場の活動)

第18条 会議規則に規定する協議の場においては、資料等を積極的に公開しながら市民に対し、分かりやすい議論を行うよう努めなければならない。

(行政視察)

第19条 委員会は、行政の基本的施策等について提言し、市民の利益の実現を図っていくために、他自治体の先進事例を研修することにより市政に反映するものとする。

2 行政視察終了後速やかに報告書を作成し、議長に提出するとともに本会議で報告し、議会広報等により市民に情報の公開をするものとする。

第7章 政務活動費

(政務活動費の執行及び公開)

第20条 会派及び会派に所属しない議員（以下「会派等」という。）は、政策立案等を行うための調査研究その他の活動に資するために交付される政務活動費の執行に当たっては、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例（平成17年丹波市条例第12号）を遵守しなければならない。

- 2 会派等は、政務活動費の支出について会計帳簿を調製し、用途を明確にするとともに、領収書、活動内容その他の証拠書類を整理保管し、これらの書類を政務活動費の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで、いつでも市民に閲覧可能な状態で保管しなければならない。
- 3 市民から、丹波市議会政務活動費の交付に関する条例第11条第2項に規定する閲覧請求があった場合は、速やかに閲覧に応ずるものとする。
- 4 議長は、政務活動による活動状況及び収支状況を議会広報等に掲載し公表するものとし、会派等においても、活動成果を会派が発行する広報紙等で報告するものとする。

第8章 議会改革の推進と議会機能の充実

（議会改革）

第21条 地方分権に伴い、議会が担う役割はますます重要なものとなり、議会における審議が高度化・複雑化する中で、地方議会のあり方を常に議論し、議会改革を更に推し進めるよう努めるものとする。

（議員研修の充実強化）

第22条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図る。

- 2 議会は、広く各分野の専門家を招聘し、市民等との研修会を年1回以上開催するものとする。
- 3 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の図書等の充実及び機能強化に努め、その有効活用を図るものとする。

（議会事務局の体制整備）

第23条 議長は、議員の政策形成及び立案能力を向上するため、議会事務局の調査・法務能力の充実強化及び組織体制の整備を図るよう努めるものとする。

- 2 議会事務局は、議員の議会活動に必要な情報の提供に努めるものとする。

（広報広聴の充実）

第24条 議会は、多くの市民が議会と市政に関心を持つよう広報広聴活動に努めるものとする。

- 2 議会は、多様な手段、機会等を活用して、情報の発信及び市民の意見の把握に努めなければならない。
- 3 議会は、議案に対する各議員の対応を議会広報等で公表し、情報の提供に努めるものとする。

第9章 議員の政治倫理、身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第25条 議員は、丹波市議会議員政治倫理条例（平成18年丹波市条例第115号）を遵守し、市民の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならない。

（議員定数）

第26条 議員の定数は、丹波市議会議員定数条例（平成18年丹波市条例第114号）に定めるところによる。

- 2 議員定数の条例改正案は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、市政の現状と課題、将来の予測と展望、近隣市・類似市との比較検討等を十分に考慮するとともに、あらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めなければならない。

（議員報酬）

第27条 議員報酬は、丹波市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成16年丹波市条例第40号）に定めるところによる。

- 2 議員報酬を定める条例の改正は、法第74条第1項の規定による市民の直接請求があった場合及び丹波市特別職報酬等審議会の答申に基づき市長が提出する場合を除き、委員会又は議員が改正議案を提出しようとするときは、明確な改正理由を付して提出するものとする。
- 3 前項の規定に基づき、委員会又は議員が改正案を提出する場合は、行財政改革の視点だけではなく、議員活動の評価等に関しあらかじめ当該改正案を市民に公開して意見等を求めなければならない。

第10章 最高規範性で見直し手続

（最高規範性）

第28条 この条例は、議会運営における最高規範であって、議会は、この条例の趣旨に反する議会の条例、規則等を制定してはならない。

- 2 議会及び議員は、この条例に定める理念及び原則を遵守して議会を運営し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。
- 3 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例の研修を行わなければならない。

（見直し手続）

第29条 議会は、一般選挙を経た任期開始後、できるだけ速やかにこの条例の目的が達成されているかどうかを議会運営委員会において検討するものとする。

- 2 議会は、前項による検討の結果に基づいて、この条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。
- 3 議会は、この条例を改正する場合には、全議員の賛同する改正案であっても、本会議において、改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

4 丹波市職員に対する働きかけの取扱いに関する要綱

（目的）

第1条 この要綱は、職務に関して職員が受けた働きかけ（以下「働きかけ」という。）の取扱いについて必要な事項を定め、組織内の情報の共有化を図り、もって公平公正で透明性の高い職務の執行に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において「職員」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条に規定する一般職の職員
- (2) 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員
- (3) 丹波市臨時職員の任用等に関する規則（平成16年丹波市規則第26号）第2条に規定する職員
（対象）

第3条 この要綱において対象となる働きかけは、市民、事業者、公職にある者、公職にあった者その他職員の職務に関係のある者から、勤務時間の内外を問わず、職員が口頭、電話等により受けた提言、依頼、要望、斡旋、指摘等のうち次に掲げるものをいう。

- (1) 市の方針と著しく異なるもの
 - (2) 公正中立な行政執行を阻害するおそれがあると認められるもの
 - (3) 職員が職務上知り得た秘密を漏えいさせようとするもの
 - (4) 特定の企業、団体、個人等に対し、有利又は不利となる可能性のあるもの
 - (5) その他公務員倫理に反する行為となるおそれがあるもの
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる働きかけは、対象としない。
- (1) 会議その他公式又は公開の場における働きかけ
 - (2) 陳情書、要望書等の書面（電子メール、ファクシミリその他で文書化されたものを含む。）による働きかけ
 - (3) 丹波市法令遵守の推進等に関する条例（平成29年丹波市条例第5号）第2条第11号に規定する不当要求行為等に該当する働きかけ
（働きかけに関する報告）

第4条 働きかけを受けた職員は、当該事案について、速やかに働きかけに関する報告書（以下「報告書」という。）を作成し、所属の課長（課長の級にある者を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。

- 2 報告を受けた所属の課長は、働きかけを受けた職員にその状況を確認し、必要に応じて適切な措置を講じるとともに、当該講じた措置等を報告書に記載の上、所属の部長（部長の級にある者を含む。以下同じ。）に報告しなければならない。
- 3 報告を受けた所属の部長は、働きかけの内容が重要であると認めるときは、総務部長を経由の上、市長に報告しなければならない。この場合において、働きかけの内容が他の部署に関係するときは、関係する部長にもその状況等を報告しなければならない。
- 4 総務部長は、働きかけの内容に応じて所属の部長と協議の上、組織として必要な措置を講じるものとする。この場合において、必要と認めるときは、職員への周知又は公表を行うものとする。
（文書の保存及び開示）

第5条 作成した報告書は、丹波市文書取扱規則（平成20年丹波市規則第1号）により保存するとともに、丹波市情報公開条例（平成16年丹波市条例第9号）第2条第2号に規定する公文書として取り扱うものとする。
（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。